9．役員及び職員の給与の明細　［単位：千円、人］

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	(5,305) 28,280	(2) 2	0 0	0 0
職　員	(261,399) 677,392	(71) 97	0 30,774	0 1
計	(266,704) 705,672	(73) 99	0 30,774	0 1

役員報酬については、当研究所役員給与規程による。
役員支給人員については、うち２人は非常勤役員。
職員給与については、当研究所職員給与規程による。
職員退職手当については、当研究所職員退職手当支給規程による。
職員支給人員及び契約職員支給人員については、年間平均支給人員数。
非常勤役員及び契約職員については、外数として（　）で記載。
契約職員については、契約職員就業規則による。

10．関連公益法人等に関する事項
該当する事項はありません。

11．各勘定の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類
当研究所は研究所の設置目的（独立行政法人交通安全環境研究所法第３条）を達成するために以下の業務（当研究所法第12条）を行っており、各勘定の経理は業務の内容により配分しております。
配分方法は以下の当研究所法第12条３号及び４号に掲げる業務（以下「審査等業務」という。）に係る経理とその他の業務に係る経理とに区分しており、審査等業務に係る経理については審査勘定を使用し、その他の業務に係る経理については一般勘定を使用しております。また、各勘定に共通する事項については国土交通省大臣承認による配賦についての基準を定め、各勘定に配賦しております。
なお、交付金等の受け入れ勘定と実際に使用する勘定は一致しております。
○業務の範囲（独立行政法人交通安全環境研究所法第12条）
１号　運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。
２号　前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
３号　道路運送車両法第63条の２第６項及び第63条の３第５項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第46条に規定する保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法第63条の３第１項及び第２項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。
４号　道路運送車両法第75条の４第１項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第46条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。
５号　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

12．法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類
①貸借対照表　［単位：円］

科　目	一般勘定	審査勘定	調整	法人単位
資産の部				
Ⅰ　流動資産				
現金及び預金	51,996,743	97,149,507		149,146,250
未収金	609,413,249	1,085,017,134	△ 3,334,497	1,691,095,886
たな卸資産	11,179,435	4,574,344		15,753,779
前払費用	804,434	1,876,950		2,681,384
勘定間貸付金	0	180,000,000	△ 180,000,000	0
その他流動資産	81,394	0		81,394
流動資産合計	673,475,255	1,368,617,935	△ 183,334,497	1,858,758,693
Ⅱ　固定資産				
有形固定資産				
建物	2,600,206,640	3,881,013,797		6,481,220,437
減価償却累計額	1,368,319,976	2,020,941,269		3,389,261,245
小計	1,231,886,664	1,860,072,528		3,091,959,192
構築物	368,812,926	1,736,405,105		2,105,218,031
減価償却累計額	294,734,789	1,406,711,758		1,701,446,547
小計	74,078,137	329,693,347		403,771,484